

6. 入所施設のあり方

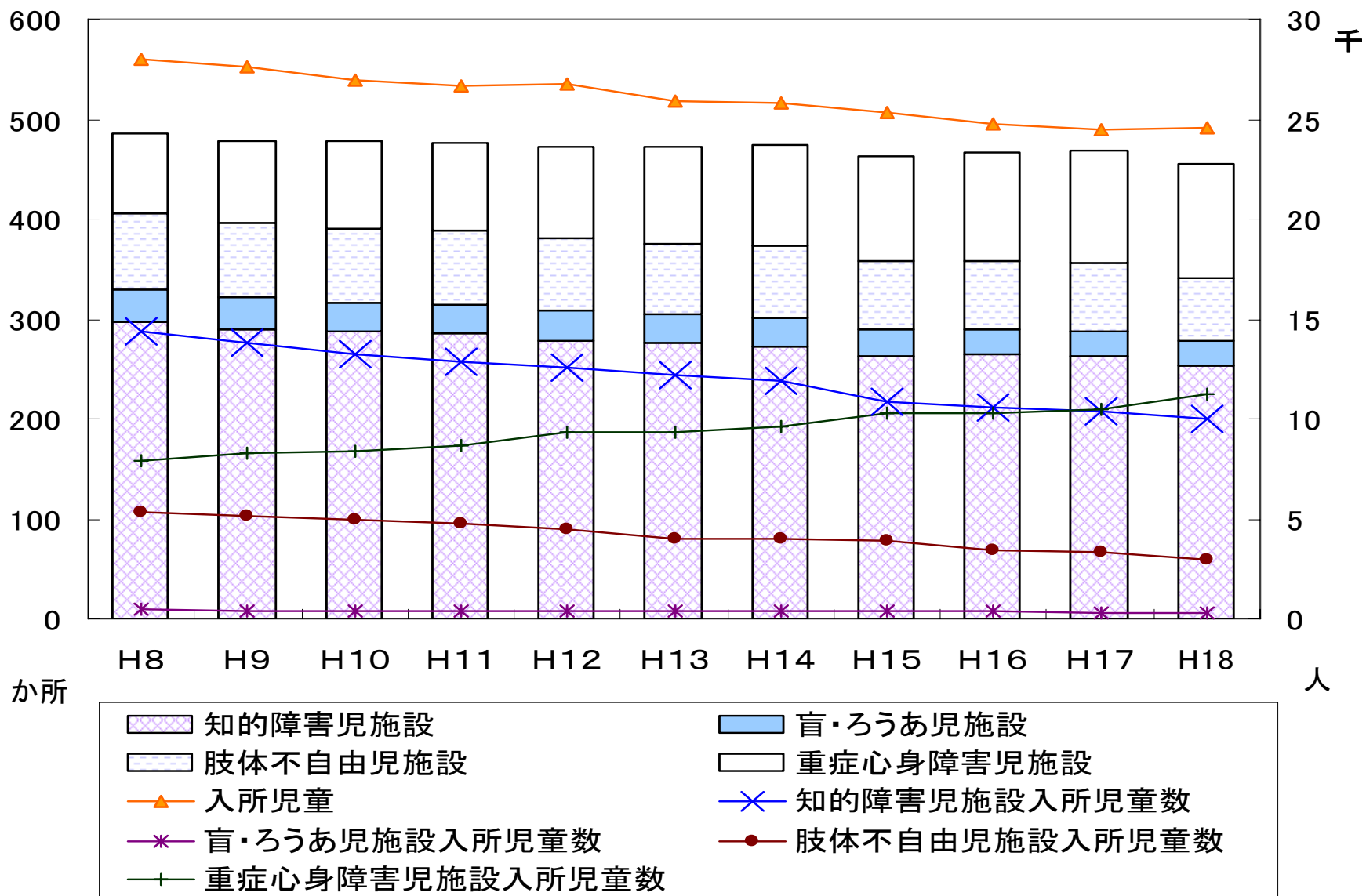
(参考資料)

障害児入所施設の概要

施設類型	根拠法令	施設の性格	施設数	利用者数
知的障害児施設	児童福祉法42条	知的障害のある児童を入所させて、これを保護し、又は治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設。	255か所	10,155人
自閉症児施設	児童福祉法42条	自閉症を主たる症状とする児童を入所させる知的障害児施設。	7か所	257人
盲児施設	児童福祉法43条の2	盲児(強度の弱視児を含む。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。)を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をすることを目的とする施設。	11か所	139人
ろうあ児施設	児童福祉法43条の2	同上	14か所	193人
肢体不自由児施設	児童福祉法43条の3	肢体不自由のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設。	63か所	3,060人
肢体不自由児療護施設	児童福祉法43条の3	病院に收容することを要しない肢体不自由のある児童であって、家庭における養育が困難なものを入所させる施設。	6か所	228人
重症心身障害児施設	児童福祉法43条の4	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設。	112か所	10,489人

〈社会福祉施設等調査報告(H18.10.1現在)〉

障害児施設の施設数及び利用児童数の推移(入所施設)



児童養護施設等と障害児施設との比較

児童養護施設等

- ・児童養護施設に入所している児童の20.2%は、障害児。その内、知的障害8.1%、肢体不自由児0.4%。また、ADHD1.7%となっている
- ・児童自立支援施設に入所している児童の27.3%は、障害児。その内、知的障害8.6%、ADHD7.5%、
- ・情緒障害児短期治療施設の59.5%が障害児。その内、知的障害8.3%
ADHD9.1%
(平成15年児童養護施設入所児童等調査)

障害児施設

- ・知的障害児施設や肢体不自由児施設に入所している児童の大部分は、社会的養護を必要としている児童。知的障害児施設の入所理由を見ると、養育能力28.1%、離婚等12.4%、虐待・養育放棄が11.3%。平成17年度については、入所数の30.4%が虐待による入所。
(平成18年度全国知的障害児・者施設実態調査報告書)
- ・肢体不自由児施設に入所している児童の4%は、被虐待児。
(「療育施設に入所している被虐待児童についての研究・調査」、平成15年度子育て支援基金事業)

社会的養護の現状について

里親制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,882人	2,453人	3,424人

資料：福祉行政報告例 [平成18年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数 (公立・私立)	120か所 (15か所・105か所)	559か所 (53か所・506か所)	31か所 (12か所・19か所)	58か所 (56か所・2か所)	46か所
児童定員	3,707人	33,561人	1,486人	4,101人	336人
児童現員	3,143人	30,764人	1,131人	1,836人	236人

資料：社会福祉施設等調査報告[平成18年10月1日現在]
自立援助ホームは連絡協議会調[平成19年12月1日現在]
(12月1日現在協議会に加入しているホームについて)

小規模グループケア	322カ所
地域小規模児童養護施設	118カ所

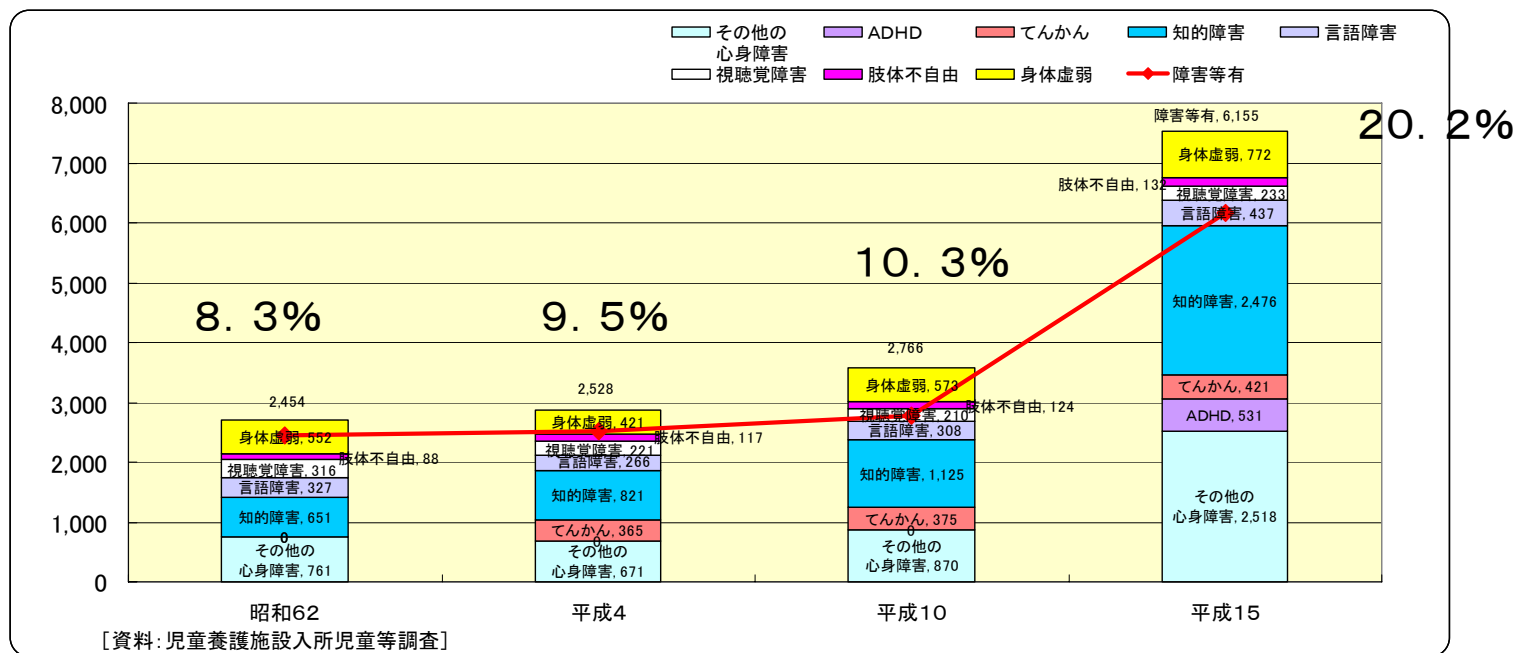
資料：小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成18年度]

社会的養護を必要とする子どもの背景の多様化

→ 被虐待児のほか、障害児が増加するなど多様な子どもに対応する必要がある。

児童養護施設における障害等の割合

割合は児童養護施設に入所する子どものうち、障害等がある子どもの割合



※ 発達障害については、「知的障害」のほか、「その他の心身障害」に分類されている可能性がある。(ADHDは平成15年より分類。)

障害児入所施設の概要(基準等)

○ 福祉型(病院であることを要件としない障害児入所施設)

施設類型	対象者	職員配置		設備基準	
知的障害児施設	知的障害のある児童	児童指導員 保育士 嘱託医 栄養士 調理員 職業指導員 (職業指導を行う場合)	医師 看護師	居室 調理室 浴室 便所 医務室 静養室	講堂・遊戯室 訓練室 職業指導に必要な設備 音楽指導に関する設備
第2種自閉症児施設	自閉症を主たる症状とする児童であって病院に収容することを要しないもの				
盲児施設	盲児(強度の弱視児を含む)				
ろうあ児施設	ろうあ児(強度の難聴児を含む)				
肢体不自由児療護施設	病院に収容することを要しない肢体不自由のある児童であって、家庭における養育が困難なもの				

障害児施設等の概要(基準等)

○ 医療型(病院であることを要する障害児入所施設)

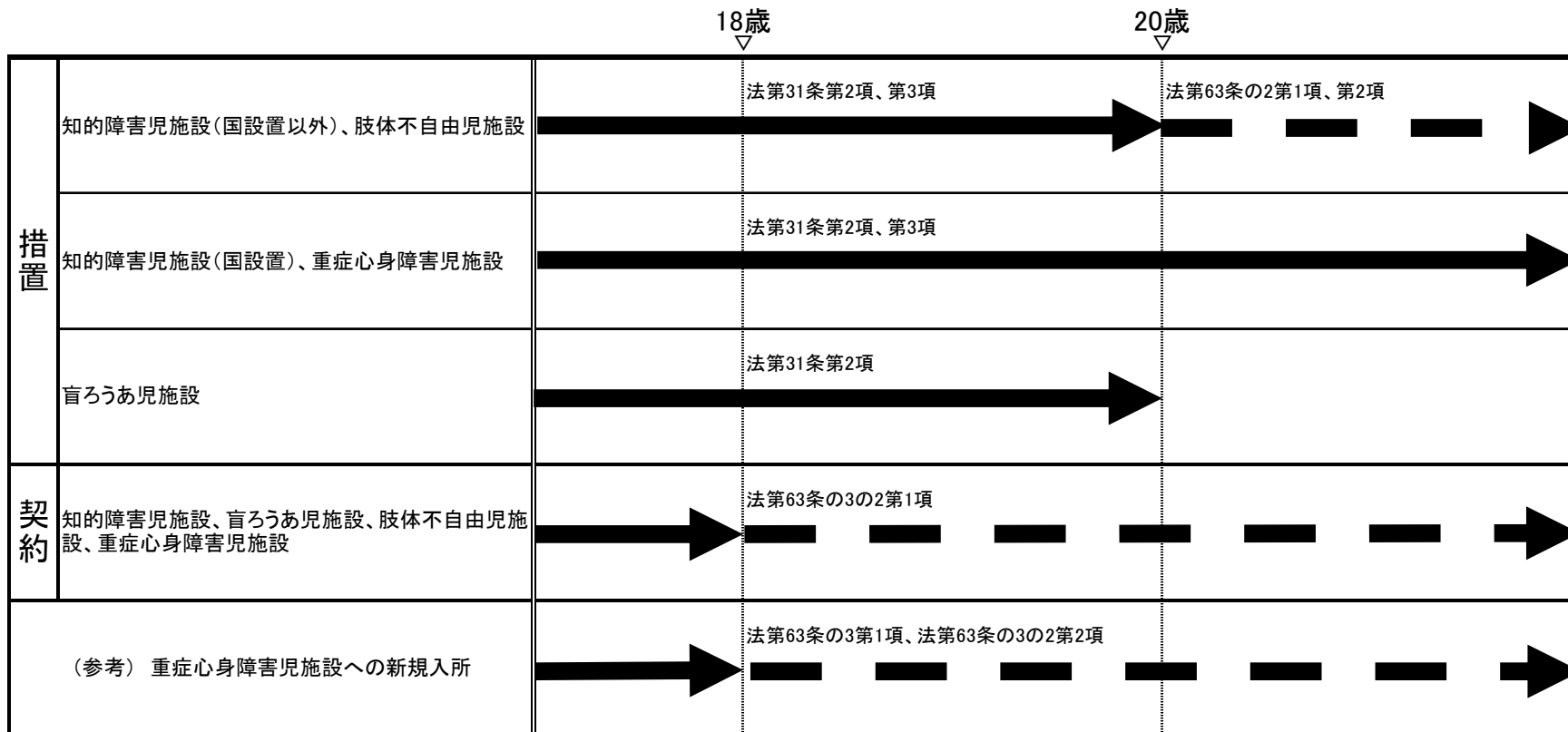
施設類型	対象者	職員配置		設備基準			
第1種自閉症児施設	自閉症を主たる症状とする児童であって病院に收容することを要するもの	医療法に規定する病院として必要な職員 児童指導員 保育士		観察室 静養室 医療法に規定する病院として必要な設備 訓練室 浴室			
肢体不自由児施設	肢体不自由のある児童					理学療法士又は作業療法士 職業指導員 (職業指導を行う場合)	ギブス室・訓練室 屋外訓練場・講堂 図書室 特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備 義肢装具を製作する設備 (他に適当な施設があるときは設けることを要しない)
重症心身障害児施設	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複する児童					理学療法士又は作業療法士 心理指導を担当する職員	観察室 静養室 看護師詰所

障害児入所施設の概要(予算)

〈定員規模別30人 単価 地域加算がない場合〉

施設類型	予算	予算上の基準	基本単価	30日利用した場合	その他
知的障害児施設	法律に基づく負担金 国 1/2 指定都市 児童相談所設置市 1/2	児童指導員・保育士4.3:1 施設長、介助員、事務員、嘱託医(2名)、(栄養士、調理員)	667単位 (+57単位)	200,100円 (217,200円)	この一部について、利用者が定率負担する。また、調理員等の人件費及び調理員については、原則自己負担 ※ その他職員加配や障害程度に応じた加算制度あり
第1種自閉症児施設		児童指導員・保育士 6.7:1	309単位 (+医療費)	92,700円+医療費	
第2種自閉症児施設		児童指導員・保育士4.3:1 施設長、介助員、事務員、医師、看護師(2名)、嘱託医(2名)、(栄養士、調理員)	662単位	198,600円	
盲児施設		児童指導員・保育士 5:1 (幼児の場合 4:1)	606単位 (+57単位) (+78単位)	181,800円 (198,900円) (222,300円)	
ろうあ児施設		施設長、介助員、事務員、嘱託医(2名)、(栄養士、調理員) ※ろうあ児施設は、嘱託医1名	602単位 (+57単位) (+78単位)	180,600円 (197,700円) (221,100円)	
肢体不自由児施設		児童指導員・保育士 10:1 (少年の場合 20:1)	136単位 (+医療費)	40,800円+医療費	
肢体不自由児療護施設		児童指導員・保育士3.5:1 施設長、介助員、事務員、看護師(50人までは3名)、嘱託医、(栄養士、調理員)	699単位	209,700円	
重症心身障害児施設		児童指導員、保育士	862単位 (+医療費)	258,600円 +医療費	

在所期間の延長措置について



障害児施設の利用者の年齢構成について(入所)

	乳幼児 (0歳～6歳)	学齢期・青年期 (7歳～17歳)	加齢児 (18歳以上)
知的障害児施設	3.2%(311名)	56.8%(5,568名)	40.1%(3,929名)
自閉症児施設	3.4%(8名)	67.2%(158名)	29.4%(69名)
盲児施設	5.8%(8名)	81.0%(111名)	13.1%(18名)
ろうあ児施設	12.1%(20名)	81.2%(134名)	6.7%(11名)
肢体不自由児施設	31.3%(854名)	59.9%(1,634名)	8.9%(242名)
肢体不自由児療護施設	9.7%(23名)	43.5%(103名)	46.8%(111名)
重症心身障害児施設	2.8%(319名)	10.1%(1,131名)	87.1%(9,765名)

〈社会福祉施設等調査報告(H18. 10. 1現在)〉

障害児施設の利用者の利用期間について(入所)

	2年未満	3年～5年未満	5年以上
知的障害児施設	24.3%	26.1%	49.6%
自閉症児施設 (第1種・第2種)	49.0%	14.6%	36.4%
盲児施設	19.0%	25.0%	56.0%
ろうあ児施設	29.8%	21.7%	48.4%
肢体不自由児施設	46.2%	19.5%	34.3%
肢体不自由児療護施設	26.3%	25.7%	48.0%
重症心身障害児施設	7.2%	12.5%	80.3%

〈子ども未来財団調査研究より(H18. 11. 1現在)〉

障害児施設と障害者支援施設の居室・廊下の基準比較

	居室		廊下幅
障害児施設 (福祉型)	1室の人数 15人以下	1人あたり3.3㎡以上	適用無し
障害児施設 (医療型)	(療養病床のみ) 1室の人数 4人以下	患者2人以上の場合 1人あたり4.3㎡以上	廊下幅 1.8㎡以上 (両側に居室ある場合は、2.1㎡以上)
		(小児のみ) 上記の2/3以上で可。 ただし、一の病室の床面積は6.3㎡ 以下であってはならない。	(療養病床のみ) 廊下幅 1.8㎡以上 (両側に居室ある場合は、2.7㎡以上)
障害者支援施設	1室の人数 4人以下	1人あたり9.9㎡以上	廊下幅 1.5㎡以上 (中廊下は、1.8㎡以上)

経過的障害者支援施設 (支援費対象施設)	1室の人数 原則として4人以下	1人あたり6.6㎡以上 (支援費の建物)	廊下幅 1.35㎡以上 (支援費の建物)
		1人あたり3.3㎡以上 (支援費以前の建物)	適用無し (支援費以前の建物)

障害児施設と障害者支援施設の設備概要

	設備		特別な配慮
知的障害児施設	居室、調理室、浴室、便所、 医務室（30人以上）	職業指導に必要な設備 （児童の年齢、適性等 に応ずる）	
第2種自閉症児施設	居室、調理室、浴室、便所、静養室、 医務室		
盲児施設	居室、講堂、遊戯室、調理室、浴室、 便所、医務室（30人以上）、静養室 （30人以上）	訓練室、職業指導に必要な 設備、音楽に関する設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の傾斜を緩やかにすること ・ 便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
ろうあ児施設	居室、講堂、遊戯室、調理室、浴室、 便所、医務室（30人以上）、静養室 （30人以上）	訓練室、職業指導に必要な 設備、映写に関する設備	
肢体不自由児療護施設	居室、医務室、静養室、調理室、 浴室、便所	訓練室、屋外訓練場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の傾斜を緩やかにすること ・ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

第1種自閉症児施設	医療法に規定する病院として必要な設備、観察室、静養室、訓練室、浴室		
肢体不自由児施設	医療法に規定する病院として必要な設備、ギブス室、訓練室、屋外訓練場、講堂、図書室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備（他に適当な施設があるときは設けることを要しない）、浴室		
重症心身障害児施設	医療法に規定する病院として必要な設備、観察室、静養室、訓練室、看護師詰所、浴室		

障害者支援施設	訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面場、便所、相談室		14
---------	----------------------------	--	----

障害児入所施設の概要(児童福祉最低基準)

○ 福祉型(病院であることを要件としない障害児入所施設)

施設類型	職員配置		
知的障害児施設	児童指導員及び保育士 おおむね児童の数を4.3で除して得た数以上	嘱託医(精神科の診療に相当の経験を有する医師)	栄養士(41人以上)
第2種自閉症児施設		医師(上に同じ) 看護師(児童20人につき、1人以上)	
盲児施設	児童指導員及び保育士 乳児又は幼児おおむね4人につき1人以上 少年おおむね5人につき1人以上	嘱託医 (眼科又は耳鼻いんこう科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。)	(調理業務を全部委託する場合を除く。)
ろうあ児施設			職業指導員 (職業指導を行う場合)
肢体不自由児療護施設	児童指導員及び保育士 乳児又は幼児おおむね3.5で除して得た数以上	嘱託医 看護師	

(参考) 障害者支援施設

障害者支援施設 (生活介護を行う場合)	<p>医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>看護職員 生活介護の単位ごとに1人以上</p> <p>理学療法士又は作業療法士 生活介護の単位ごとに、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合に、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数</p> <p>生活支援員 生活介護の単位ごとに、3:1~6:1(1人以上は常勤) 平均障害程度区分に応じて必要な数</p> <p>サービス管理責任者 利用者数60人以下:1人以上 利用者数60人以上:利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 1人以上は常勤</p>
------------------------	---

障害児入所施設の概要(児童福祉最低基準)

○ 医療型(病院であることを要件とする障害児入所施設)

施設類型	職員配置		
第1種自閉症児施設	医療法に規定する病院 として必要な職員 児童指導員 保育士(※)		自閉症児施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。
肢体不自由児施設		理学療法士又は作業療法士 職業指導員 (職業指導を行う場合)	肢体不自由児施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。
重症心身障害児施設		理学療法士又は作業療法士 心理指導を担当する職員	重症心身障害児施設の長及び医師は、内科、精神科、神経科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

※ 第1種自閉症児施設の児童指導員又は保育士の総数は、通じておおむね児童の数を6.7で除して得た数以上

利用者側から見た障害児施設と障害者支援施設等の比較

【20歳以上の障害児施設と障害者支援施設等利用者の場合】

	根拠条文	利用者負担	支給決定期間	障害程度区分	障害種別	実施主体
障害児施設	児童福祉法	【収入】 原則本人の収入 【軽減】 個別減免	3年以内	判定不要	障害種別あり	都道府県
障害者 支援施設 (生活介護) 療養介護	障害者 自立支援法	【収入】 原則本人の収入 【軽減】 個別減免	3年以内	判定必要 生活介護利用者 (障害程度区分 4以上) 療養介護利用者 (障害程度区分 5以上)	障害種別なし	市町村

障害児に対する専門支援の経緯について

児童福祉法に基づく入所施設の設立経緯について

○ 知的障害児施設

【児童福祉法施行前】 民間篤志家による支援

【児童福祉法の施行】 昭和22年の児童福祉法の施行にあたり、制度化

【昭和33年】 重度の知的障害児や障害が重複している児童等を専門に保護するため、国立秩父学園を設置

○ 自閉症児施設(第1種・第2種)

【昭和43年】 モデル事業を実施

【昭和44年】 予算補助制度により、医学的管理の下で生活指導等を実施した際の費用を助成制度の創設

【昭和46年】 モデル事業の実施及び心身障害研究費補助金による研究の推進

【昭和55年】 治療方法等の研究が進み、徐々に学問的な解明がなされてきており、この成果を踏まえ、新たに児童福祉施設最低基準に位置づけ、制度化

○ 盲児施設・ろうあ児施設

【児童福祉法施行前】 民間の活動が行われてきたが、数カ所の状況

【児童福祉法の施行】 「療育施設」として虚弱児や肢体不自由児とともに包括された一つの施設として規定

【昭和24年】 それぞれ独立した施設として分離

○ 肢体不自由児施設

【児童福祉法施行前】 整肢療護園（現在の心身障害児総合医療療育センター）のみで支援

【児童福祉法の施行】 「療育施設」として虚弱児や盲ろうあ児とともに包括された一つの施設として規定

【昭和24年】 それぞれ独立した施設として分離

○ 肢体不自由児療護施設

【昭和48年以前】 児童養護施設の中で対応してきた（昭和43年肢体不自由児のための「ねむの木学園」設立）

【昭和48年】 肢体不自由児のための児童養護施設として、児童福祉施設最低基準に肢体不自由児施設の種類別として制度化

○ 重症心身障害児施設

【昭和36・37年】 国が島田療育園(重症児を診療する病院)に療育の研究を委託

【昭和38年】 予算措置により療育費の補助を実施

【昭和41年】 全国の国立療養所内に重症児病棟を新設(予算対応)

【昭和42年】 児童福祉法に位置づけられる

支援対象の拡大・変遷

○ 知的障害児施設(重度の知的障害児の受け入れ)

【昭和33年】 国立秩父学園の設置

知的障害の程度が著しい児童又は盲もしくはろうあである知的障害の児童の受け入れ(20歳を超えても引き続き在所可能)

【昭和39年】 公立の知的障害児施設に「重度知的障害児入所棟」を付置し、重度の知的障害児も利用可能とする

【昭和42年】 重度の知的障害児については、20歳を超えても引き続き在所できるよう改正

【昭和48年】 民間知的障害児施設も「重度知的障害児入所棟」の付置を可能とする

【平成10年】 強度行動障害を示す者に対する処遇に対する加算の創設

○ 盲ろうあ児施設(学校との関係等)

【昭和24年】 「盲ろうあ学校寄宿舎を児童福祉法の療育施設として切り替えることについて」の通知発出

【昭和31年】 施設と寄宿舎との区分の整理明確化

寄 宿 舎……………盲学校・ろう学校に原則として付設されるものであり、家庭と学校との距離が遠い等の理由により通学の困難なものを対象

盲ろうあ児施設……………18歳未満の盲ろうあ児であって、保護者がいないなどの理由により、家庭において適切な監護が期待できないものを対象とし、その福祉を確保する見地から入所させる施設

【昭和44年】 盲又はろうあに加え、知的障害を併せもつ児童の増加に基づき、「盲重度児及びろうあ重度児に対する加算」の創設

○ 肢体不自由児施設

【昭和39年】 肢体不自由の程度が重度な児童に対して、「肢体不自由児施設重度病棟」の基準を設けたところ

【昭和40年】 低年齢の児童を対象として、母子入院部門を設け、児童を短期間その母親とともに入園させて機能訓練等の療育を行う制度の創設（ただし、予算上の手当なし）

【昭和42年】 重度の児童であって、引き続いて入所させておかなければその者の福祉をそこなうおそれのあるものについては、20歳を超えても引き続き在所できることとした

○ 重症心身障害児施設

【昭和42年】 制度化当初より、入所期間が極めて長期にわたることなどから、児童福祉施設ではあるが満18歳をこえる者も入所可能とした